

## サプライヤー行動規範

新田ゼラチン株式会社は、当社にて制定しております社是やビジョンの実現、そして持続可能な環境や社会を実現するため、サステナビリティ方針を打ち出しております。

同方針に基づき、新田ゼラチンとお取引をいただいているサプライヤーであるお取引先様(以下、「サプライヤー」)にも、このサプライヤー行動規範(以下、「本行動規範」)の遵守をお願いしております。サプライヤー様におかれましては、本行動規範に関し、経営層のコミットメント、全社員の皆様によるご理解ならびに、管理体制をご構築いただき、最後にあります通り、本行動規範へご同意くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

### 目的：

サプライヤー様が、本行動規範を実践されることで、企業活動の継続的な改善と人権、環境、経済的な面での貢献を実現していただけることを目的といたします。

### 範囲：

持続可能性とは、自社のみならずバリューチェーンにおいて、経済的活動、環境品質、社会的責任を追求するために、サプライヤー様、請負業者様、代理店様等と協力して外部のプロセス、製品、サービスに関与していく責任であると当社は考えております。したがって、本行動規範も、その範囲を対象といたします。

### 責任：

私たちは、サプライヤー様および請負業者様が、この規範を遵守する意向を表明すること、またグローバルベースで各社の子会社や、各社のサプライヤー様にも遵守を求めていただけるようお願いしております。

### コンプライアンス：

サプライヤー様には、適切かつタイムリーな情報の収集と評価、測定可能な目標の設定、進捗状況の定期的な監視と検証など、本規範に定める基準の確立と維持に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

以降において、人権、環境、経済の3つの持続可能性の側面に沿って、この規範の内容をお示しいたします。

## 1. 人権に関する事項

- 差別の禁止 - 人種、民族的背景、国籍、年齢、宗教、性別、性的指向、身体障害、労働組合への加入、政治的所属、婚姻状況において、いかなる方法でも差別しません。
- 強制労働と児童労働 - 強制労働や児童労働を行いません。国際労働機関の第 138 号条約（最低年齢）および第 182 号条約（児童労働）を遵守します。
- 健康と安全 - 事故や怪我のない職場環境を作り、関連する職業病や健康問題の発生を防止するため、厳格な基準を設定します。また、危険な状況を特定し、是正するために積極的な役割を果たし、従業員の健康の継続的な改善に取り組みます。
- ハラスメントと虐待の防止 - ハラスメントや虐待などの非人道的な扱いに関与せず、許容しません。
- 労働時間と賃金 - 労働時間は法律で定められた上限を超えません。従業員には、週に最低 1 日の休日を与えます。最低賃金、残業代、法定福利厚生、従業員福利厚生など、法定要件を満たす適切な賃金と手当を支払うものとします。また、懲罰的な理由による不当な賃金の減額を行いません。
- 結社の自由と団体交渉権 - すべての従業員が労働組合を結成または参加し、団体交渉に参加する権利を尊重するものとします。

## 2. 環境に関する事項

- 環境負荷 - 環境の重要性を認識して、それに関する活動に積極的に関与します。
- 製品管理 - 製品の、製造、流通、輸送を含むライフサイクル全体において、製品に付随するリスク、環境への影響を特定し、それらを削減するよう試みます。関連する知識、専門知識、および経験を、自社のサプライヤー、販売先、およびその他の関係者と共有します。
- 継続的な改善 - 自社の製品、作業方法、生産プロセス、およびサービスを継続的に評価し改善します。これらの変更が、定められた方法で実行され、販売先や利害関係者に受け入れられるものであることを保証します。
- 廃棄物 - 適用する法律に従って、廃棄物の安全な取り扱い、保管、輸送、利用、および処分を実行するとともに手順を整備します。
- 情報 - 製品および生産プロセスについての、環境および安全面に関する明確な情報を、販売先および一般の方々向けに提供します。
- 地域住民の安全と健康へのリスク - 組織的かつ定期的に、または外部機関のサービスを利用した形で、安全面、排出物、通常の活動からの廃棄物などが、地域住民に与える影響を評価するものとします。
- 緊急時対応 - 緊急事態に対処するために作成した緊急対応プログラムを万一の際に実行できるよう、合理的、実務的な努力を続けます。

### 3. 経済的側面に関する事項

- 法律および規制 - 自社の事業に適用される国内外、および地域の法律および規制を遵守し、必要なすべての許可を取得します。現地の業界標準の規制が法的要件より厳しい場合には、それを優先して運営します。
- 自由で公正な競争 - 世界中での自由で公正な競争を重視するため、事業を展開するすべての分野で競争法を遵守し、厳格な基準を用いて運営します。
- 禁輸および貿易法 - 国連またはその他の国家機関または政府によって課せられた貿易に関する法律および規制を尊重し、コンプライアンスを確保するため厳格な基準を用いて運営します。
- 贈収賄 - 強要や、能動的または受動的な贈収賄を含む、いかなる形態の汚職も行いません。
- 反社会的勢力の排除 - 反社会的勢力との取引を一切行いません。
- 贈答品 - 新田ゼラチンの従業員は、新田ゼラチンまたはサプライヤー様の決定の中立性を損なったり、疑われたりするような贈り物や便宜、好意を受けない方針です。そしてその当社方針を認識し、遵守します。
- 利益相反 - サプライヤー様とのビジネスで、新田ゼラチンの従業員が関係する金銭的利益を含む利益相反に関する入手可能なすべての情報を新田ゼラチンに開示します。
- 機密保持 - 新田ゼラチンおよび各ビジネスパートナーから提供されたすべての機密情報を保護します。
- 会計の透明性 - 財務記録とその関連文書は、真実、公正、完全であり、各取引の実態を表していることを保証します。
- 事業継続性 - テロ、犯罪、脅威、パンデミック、自然災害、および関連する重大な事故時の影響を軽減するため、規則や計画を準備し、事業継続性に最善を尽くします。

本規範を遵守することに影響する事象が起こった場合には、書面で新田ゼラチンに通知をお願いします。

また、サプライヤー様には、合理的に実行可能な範囲で、本規範を自社のサプライヤー様にもお伝えいただき、サプライチェーンを通じてこの規範の原則を広げてくださいますようお願い申し上げます。

以上